

北海道科学大学課外活動団体特別助成規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学学則第61条並びに北海道科学大学課外活動規程による学生団体の有為な活動を奨励する特別助成金の給付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象等)

第2条 特別助成金を給付する団体は本学協学会に所属する団体で、前年度における顕著な活動実績又は大学への顕著な貢献があり、各クラブ顧問教員の推薦に基づき、学生支援センター会議で選考のうえ、学長が決定する。

(給付額)

第3条 学生団体に給付される特別助成金は、年額300,000円を上限とし、給付額は、学生支援センター会議の議を経て学長が決定する。

(給付する期間)

第4条 特別助成金を給付される団体としての取り扱いを受ける期間は1年間とする。ただし、引き続き同様の扱いを受けることができる。

(証書の交付)

第5条 特別助成金を給付される団体には証書を交付する。

(適用の停止、又は取消し)

第6条 特別助成金を給付された団体が、次の各号の一に該当するときは、その適用を停止、又は取り消すものとする。

- (1) 本学課外活動規程第18条に該当したとき
- (2) 学生団体の構成員が北海道科学大学学則第64条に該当したとき
- (3) その他、本規程の適用団体として不適格となったとき

(取扱要領等)

第7条 この規程に基づく取扱内規については、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。